

19 健介保第73号
平成19年8月22日

各地域包括支援センター センター長 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
介護指導課長

「同居家族がいる方への訪問介護（生活援助）」の提供について

日頃は介護保険行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
みだしの件につき、疑義照会があり、下記のとおり回答しますので業務の参考にしてください。

記

Q1、訪問介護において生活援助中心型の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされ、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合を含むとされています。そこで、「やむを得ない事情により、家事が困難な場合」の理由とはどのようなものをいうのでしょうか。

A1、「やむを得ない事情により、家事が困難な場合」の理由については、個々の利用者の状況に基づき、個別具体的な判断となります。一例として

- ①同居家族が就労などで、長時間にわたり不在であり事実上独居である。
 - ②同居家族との家族関係に深刻な問題（介護放棄・修復不能なこじれ等）があり、援助が期待できない（単に遠慮があって頼みにくいことでは該当しない）。
- 等があります。

Q2、次のような場合はどうでしょうか？

- 1) 深夜を中心とした長時間勤務、家では寝ているだけの場合
- 2) 日中勤務でも残業が多い場合
- 3) 出張が多い場合
- 4) 同居家族が孫だけであり、世代間のギャップから期待しにくい場合
- 5) 同居家族が、これまで家事の経験のない高齢の男性であることで、調理などの家事ができない場合

A2、1)～3)については、一般的に上記Q1の①に該当する場合となります。しかしながら、その提供するサービスについては、就労の状況や休日の状況など聞き取りの上、利用者がその時間にそのサービスを利用する必要性がある範囲のみとなります（例えば、

日中独居の利用者で調理が必要であり、その調理を行う同居の家族が日中いないし、その家族は仕事が忙しく作り置きもできないため、やむなく生活援助を算定するなど)。

4)については、「世代間のギャップから期待しにくい」ということにつき、単に遠慮があって頼みにくいことに該当するため、それだけでは理由となりません。なお、家族（孫）の活用を検討し、それでも援助が期待できないという理由があれば、上記Q1の②に該当する場合もあります。

5)については、「同居家族が、これまで家事の経験のない高齢の男性」ということだけでは理由となりません。その場合について、同居家族がこれまで家事をどうしていたのか、今後、どう暮らしていくのか、その家事が「できない」のか「していない」のかを明確に分析しておく必要があり、その内容によっては②に該当する場合もあります。

いずれにしても、一定期間後のケアプラン見直し時期において再び家族活用を含めた代替手段の検討は必要となります。

Q3、一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例として、

1、「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・自家用車の洗車・清掃 等

が挙げられています（介護報酬の解釈Ⅱ58 ページ）が、「主として利用者が使用する居室等」の等には以下のものが含まれるでしょうか（事例として、同居の家族がいるが、やむをえない理由により家事が困難な場合）。

- 1) ヘルパーが調理した（生活援助算定）共用台所（の掃除）
- 2) 利用者が使用した後の共用のトイレ（の掃除）
- 3) 呼吸器疾患をもつ利用者のほこりまみれである共用廊下
- 4) 下肢筋力が低下し転倒の危険性が高い利用者の生活導線である共用玄関にモノが積み上げられている場合

A3、生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自分で行うことが基本となる行為がその範囲となります（介護報酬の解釈Ⅰ161 ページ）。

したがって、

- 1)については、通常想定される後片付けの範囲に限られます。
- 2)については、失禁等による便器等の簡単な清掃に限られます。
- 3)と4)については、同居家族がその事実を放置しているのか、できないのか等の分析を踏まえた上で、日常的に行われる家事の範囲を超える行為（大掃除・家具の移動

など)に該当しないのであれば、対象となりえます(ただし、一時的なものであると考えられます)。

以上

<その他参考 Q&A 等>

平成18年4月改定関係 Q&A (vol.2) 平成18年3月27日

(問8) 介護予防訪問介護は、家族がいる場合や地域の支え合いサービスがあれば、まったく支給できないのか。

(答)

訪問介護については、現行制度においても、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助については、「利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行なうことが困難な場合に行われるもの」と位置付けられているところである。介護予防訪問介護については、更に、自立支援の観点から、本人ができる行為は本人が行い、利用者の家族、地域住民による支え合いや他の福祉サービスの活用などを重視しているところである。したがって、家族がいる場合や地域の支え合いサービスがあるからといって、一律に支給できないわけではないが、こうした観点を踏まえ、個別具体的な状況をみながら、適切なケアマネジメントを経て、慎重に判断されることになる。

<第2回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会資料 14 ページ>

平成18年10月18日

「介護予防訪問介護サービスについても、適正なケアマネジメントの結果、必要と判断される家事援助的なサービスは認められるものであり、例えば、利用者が、可能な限り、自らの家事等（掃除、買い物、調理等）を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性について考慮した上で、個別のケアマネジメントによる判断を経てその必要性が認められれば、介護予防訪問介護サービスが提供されるものであること。

<横浜市 Q&A 平成19年4月>

訪問介護の生活援助について。「（家族が）障害、疾病のほか、障害、持病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合」とされているが、「同様のやむを得ない事情」とはどのような場合を指すのか。

生活援助中心型の算定を行う場合の「やむを得ない事情」については個別判断になりますが、適用する場合は、「利用者がその時間にそのサービスを利用する必要性」について、十分に検討してください。例えば、日中独居の利用者の食事に必要な買い物や調理を、生活援助として算定することは可能と考えられます。一方、同居家族との共有部分の掃除を行う場合は、真に利用者に対して提供されるべきサービスかを検討する必要があります。

なお、家族が生活援助を拒否している場合において、虐待などの恐れがある場合は、区役所や地域包括支援センター等と連携して解決を図る必要があります。